株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency,Ltd.

23-D-0022
2023 年 4 月 7 日

株式会社商工組合中央金庫が実施する 協同組合兵庫木材センターに対する ポジティブ･インパクト･ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する協同組合兵庫木材センターに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省　ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

＊詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

第三者意見書

2023 年 4 月 7 日
株式会社　日本格付研究所

評価対象： 協同組合兵庫木材センターに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンス
貸付人：株式会社商工組合中央金庫
評価者：株式会社商工中金経済研究所
第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：
本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。
また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が協同組合兵庫木材センター（「兵庫木材センター」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。[1]

③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、兵庫木材センターの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、兵庫木材センターがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

[1] 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

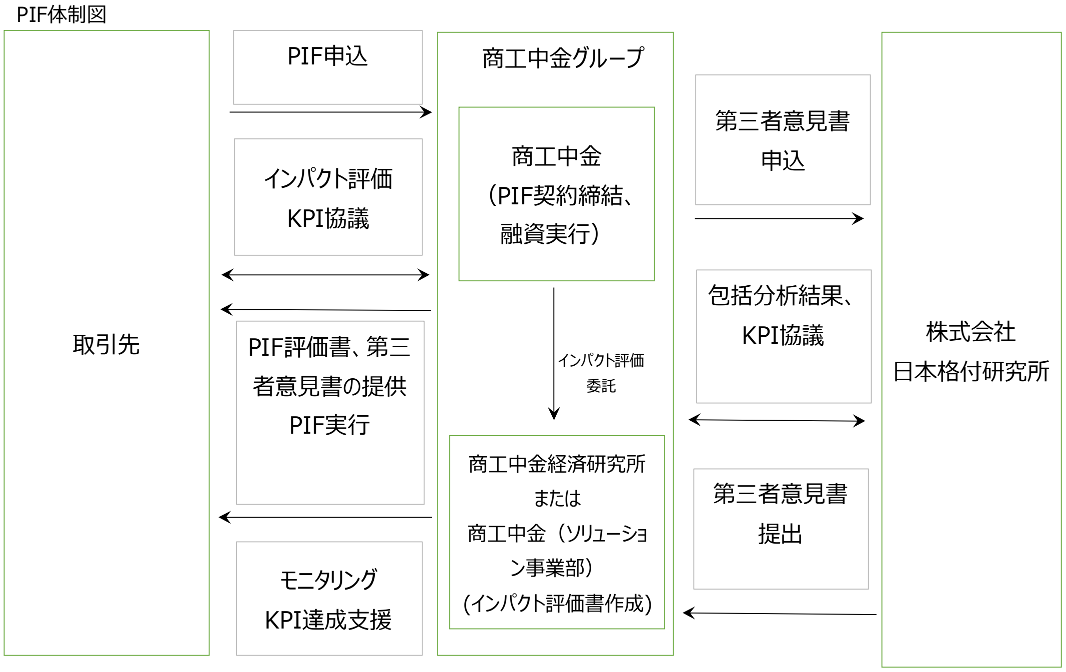

(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3　透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。
・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4　評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である兵庫木材センターから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素①　投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素②　インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③　インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④　中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）
株式会社日本格付研究所
サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原　敦子

担当主任アナリスト

川越　広志

担当アナリスト

工藤　達也

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画　金融イニシアティブ　ポジティブ・インパクト金融原則

環境省　ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画　金融イニシアティブ　ポジティブインパクト作業部会メンバー
・環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)　ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第１号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023 年 4 月 7 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が協同組合兵庫木材センター（以下、兵庫木材センター）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって兵庫木材センターの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業[※1]に対するファイナンスに適用しています。

※1　中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 兵庫木材センターの概要
   2.1　基本情報
   2.2　企業理念等
   2.3　事業活動
3. 兵庫木材センターの包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	協同組合兵庫木材センター
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	5 年
モニタリング実施時期	毎年 6 月

2. 兵庫木材センターの概要

2.1 基本情報

本社所在地	兵庫県宍粟市一宮町安積字丸山 217－20
設立	2008 年 4 月 1 日
資本金	141,700,000 円
従業員数 **組合員数**	従業員数 45 名 組合員数 33 社 （2023 年 2 月現在）
事業内容	製材・木材加工業
主要取引先	大手ハウスビルダー・地域工務店 （住友林業、物林、日本製紙木材他）

【業務内容】

兵庫県宍粟市は、県の中西部に位置しており、面積は 658.54 ㎢と県下 2 番目の広さを有し、その 9 割を森林が占める自然豊かな地域である。兵庫木材センターは、その森林王国と言われる宍粟市を拠点として、品質・価格・供給力で外材に対抗できる新たな県産木材の供給システムを確立するために地元木材業者 23 社の出資により設立された。

森林所有者から委託を受け、団地化された森林を大型高性能機械により伐採し、その原木を高密度に組み合わされた林道を通じ運搬・仕入することにより、低コストの原木生産仕入を実現している。当組合は年間 20 万立米（注１）の木材取扱量に対応可能な設備を有する事業所で製材・乾燥・加工まで一貫して行っている。また林業、木材加工業、卸売業と業種も様々な組合員 33 社がスクラムを組み、1 社 1 社が独自では実現できない、共同事業によるスケールメリットを活かして、建築用構造材を製造している。主な取扱製品は、柱、間柱、筋交（注２）である。

（注１）：立米≒立方メートル（m^3）

（注２）：柱とは、屋根や床の荷重を支え、土台などへ伝えるための垂直の部材
間柱とは、柱と柱の間にあり、内・外壁下地のための柱のこと
筋交とは、建築の変形を防ぐため、2 本の柱と上下の横架材で出来る四角形に対角線に入れる材料のこと

（商流図）

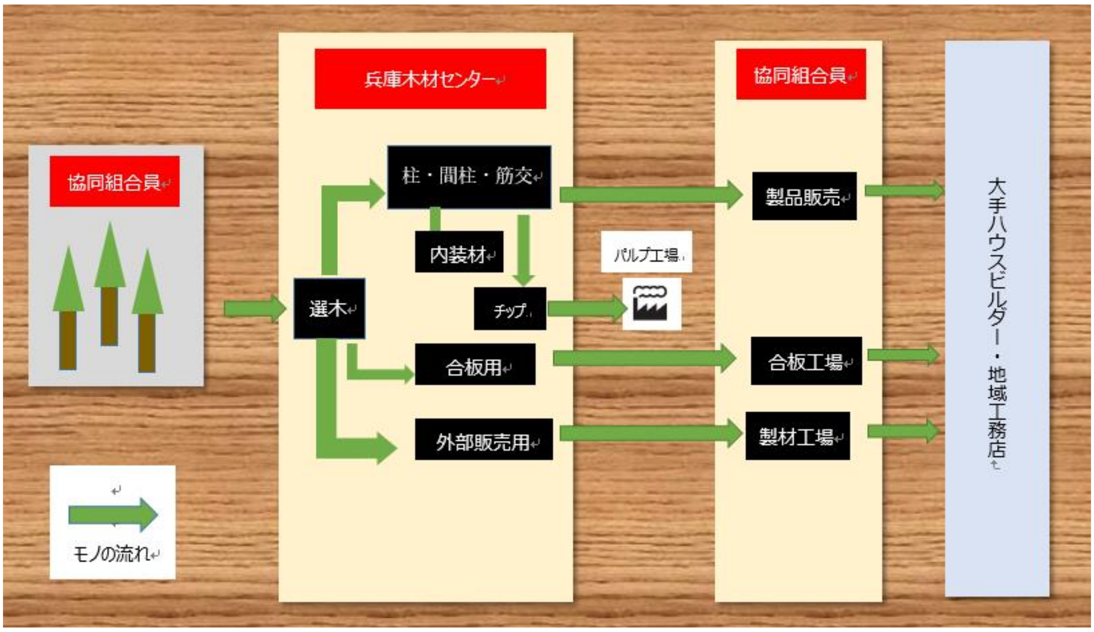

商工中金経済研究所作成

【事業拠点】

<table>
<tr><th colspan="2">【本社工場】</th></tr>
<tr><td>

商工中金経済研究所撮影</td><td>住　所：兵庫県宍粟市一宮町安積字丸山217-20
従業員：39 名
設　備：製材加工機 4 機、高速乾燥機 19 機、皮剥機 1 機、木屑ボイラー1 機、自動研磨機、自動接合機、グラップル（注 3）（回転式）、木材搬送用ロボット等
特　徴：原木の選別から各種加工、品質管理、出荷まで一貫して行う主力工場</td></tr>
</table>

（注 3）グラップル：木材を掴んで荷役を行う林業機械

<table>
<tr><th colspan="2">【山崎工場】</th></tr>
<tr><td>

商工中金経済研究所撮影</td><td>住　所：兵庫県宍粟市山崎町岸田字高瀬10-2
従業員：6 名
設　備：高周波プレス機（注 4）2 機、バーチカルサンダー（注 5））1 機、切断機、測定機器、自動糊付機（注 6）、集塵装置（注 7）他
特　徴：貼付け等の加工を施した内装材を製造（高付加価値商品）</td></tr>
</table>

（注 4）高周波プレス機：一枚板の中に含まれる水分を木の内部から蒸発させる機械

（注 5）バーチカルサンダー：切削や研磨等集成材の仕上げに使用する機械

（注 6）自動糊付機：加工した木材を糊で貼付けする機械

（注 7）集塵装置：大気汚染防止や有害物質回収を目的として、排気された粉塵などを集める装置

（本社工場の施設）

当社 HP より

【沿革】

2008 年 04 月	組合設立（木材卸売）
2011 年 03 月	木材製材事業開始
2011 年 03 月	JAS 認定工場（製材等）取得
2013 年 12 月	大型乾燥機導入
2016 年 08 月	山崎工場稼働
2019 年 10 月	「ふるさと企業大賞」※受賞
2022 年 12 月	兵庫県知事表彰「優良組合」受賞

※雇用増進や経済の発展に貢献した事業者に贈られる総務大臣賞

当社 HP より

【業界動向】

●戦後の拡大造林～1945 年から 1955 年まで

戦後の復興のため、木材需要が急増する一方、戦争中の乱伐による森林の荒廃や自然災害等の理由で供給が追い付かず、木材は不足し、価格は高騰した。その対策として政府は「拡大造林政策」を行い広葉樹中心の天然林から針葉樹中心の人工林に置き換えていった。この時期は家庭の燃料が木炭や薪から電気・ガス・石油に大きく切り替わっていく時期でもあり、木炭や薪といったエネルギー源として活用されていた広葉樹の木材は需要が減少、代わりに建築用材として経済価値の高いスギやヒノキなどの針葉樹の需要が高まり人工造林ブームは全国に広がっていった。日本の森林面積は 2500 万 ha（注 8）、国土の 3 分の 2 を占め、そのうち人工林が約 1000 万 ha といわれており、そのうちの約 400 万 ha がその人工造林ブームのなかで造林された。

●木材の輸入自由化と国内林業の衰退～1960 年以降 2000 年まで

1964 年には、木材の需要を賄うべく、木材輸入は全面自由化となり、国産材が高騰する一方で外材は安く、一度にまとまった量を供給できるメリットがあるため、需要が高まり、輸入量は年々増加した。さらに、1973 年には変動相場制へ移行となり、円高が進み、海外製品が入手しやすくなったことで、国産材の価格は低迷し、国内林業は厳しくなり、木材の自給率は落ち込んだ。

●国内林業の低迷により引き起こされた諸問題

国産材価格の低迷により、主伐や間伐などの費用を回収できず、採算は悪化し、林業経営者の事業継続意欲は低下し、若者は林業から離れ都市部へ雇用を求めていった。このように後継者不足、地域活力の低下、就業者の高齢化、限界集落といった問題が起こっている。

●森林放置による環境問題

現在の日本の森林は、充分な手入れがなされず、荒廃が目立つようになっている。荒廃した森林は、台風等の被害を受けやすく、大雨等により土砂災害を起こしやすくなっている。ここ数年の間でも全国各地で大規模な土砂災害が発生している。また、拡大造林政策によってつくられた、多くの人工林が伐採の適齢期を迎え、伐採し再造成することが必要な段階に入っている。

●国産材利用料（自給率）の現状

木材の輸入自由化以降、減少傾向にあった自給率であったが、2005 年頃を底に増加傾向がみられる。その要因としては、森林資源の充実、国産材の利用拡大に伴う技術開発、大型製材工場・合板工場の整備、木質バイオマスによる FIT 制度の導入等があげられる。今後、公共施設や非住宅、中高層などの建築物の木造化と付加価値の高い木材製品の輸出等により需要拡大を図ることが期待されている。そうした流れは、温暖化対策の観点からも有効であり、積極的な国産材の活用と適切な植林・伐採のサイクルは、国内の森林を再生し、環境問題や地域再生等の諸問題の解決に繋がっていくものである。

兵庫木材センターは、国産材の活用促進に向けて、外材に対抗できる新たな供給システムを確立し、循環可能な林業を育成し、健全な森林を取り戻すことを目指し活動している。

（注 8）ha：メートル方における面積の単位の一つで、10,000 平方メートル（100×100）のこと

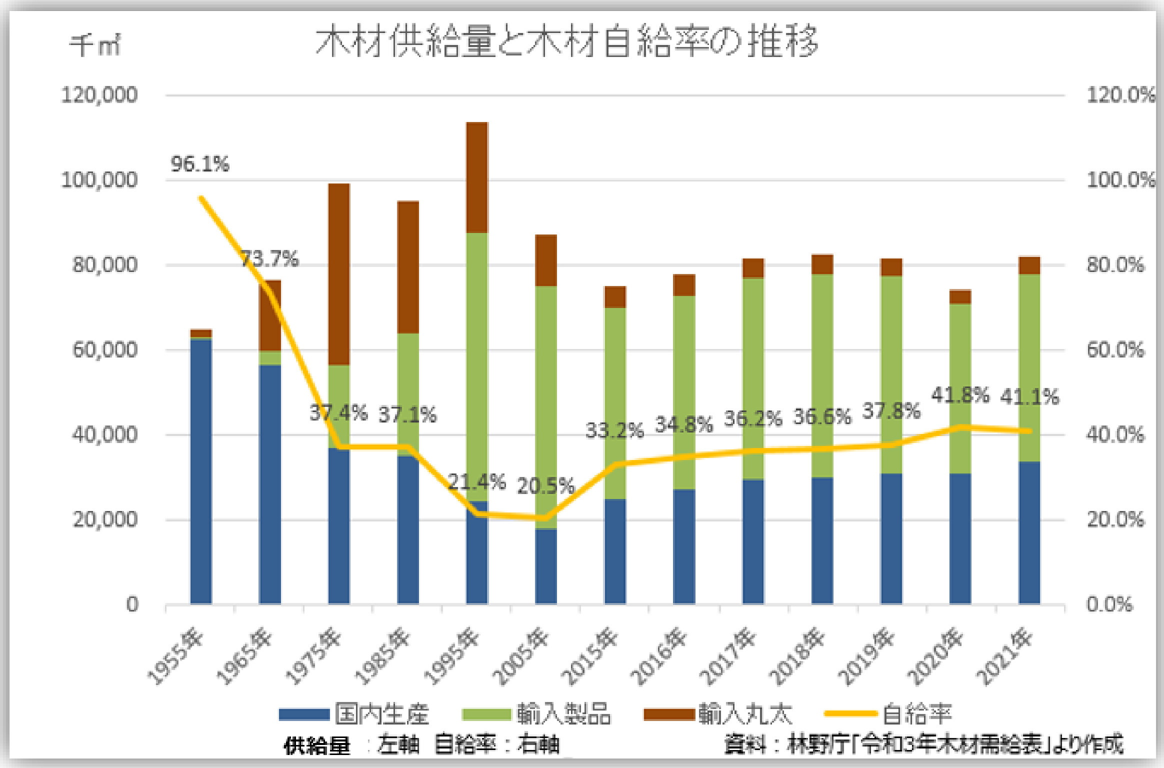
木材供給量と木材自給率の推移
千㎥
120,000
100,000
80,000
60,000
40,000
20,000
0
120.0%
100.0%
80.0%
60.0%
40.0%
20.0%
0.0%
96.1%
73.7%
37.4%
37.1%
21.4%
20.5%
33.2%
34.8%
36.2%
36.6%
37.8%
41.8%
41.1%
1955年
1965年
1975年
1985年
1995年
2005年
2015年
2016年
2017年
2018年
2019年
2020年
2021年
国内生産
輸入製品
輸入丸太
自給率
供給量 ：左軸 自給率：右軸
資料：林野庁「令和3年木材需給表」より作成

2.2　企業理念等

【経営理念】
兵庫の森を　護る・育む・活かす
現在日本の森林は危機に瀕しています。 日本の人工林は、戦後の造林で拡大し、活用段階に入っているにもかかわらず、間伐が行われず放置されたままのものが多いのが現状です。 その理由の一つとして、木材価値の低迷で森林所有者が林業に対して魅力を感じなくなってしまったことが挙げられます。山林での林業就業者の減少、高齢化も進んでいます。 そのため適切な間伐が行われず、森林が荒廃していくという悪循環に陥っているのです。 兵庫木材センターは、森林王国といわれる宍粟市を拠点に、品質・価格・供給力で外材に対抗できる新たな県産木材の供給システムを確立するために設立されました。 これにより森林所有者に利益を還元し、持続可能な循環型林業を育成し、健全な森林を取り戻すことを目指しています。

本社工場　商工中金経済研究所撮影

2.3　事業活動

兵庫木材センターは以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境への取り組み】

年間 200,000 立米の原木を加工・消費するなかで、約 48,000 立米の廃棄物が発生する。加工の過程で発生する樹皮や木くずなどの廃棄物については、パルプ向けの製材チップやバイオマス発電向け燃料として販売し、残ったくずは、自社用の乾燥用熱源（注 9）として活用、いっさい無駄が発生しない取り組みを行っている。自社の乾燥用熱源として木くず焚きボイラーを使用しているが、発生する煤煙（注 10）にも細心の注意を払っており、ボイラー協会による年 2 回の検査の他に、煤煙が発生していないか機器を用いて常時監視を行っている（黒い煙が発生すればブザーが鳴る仕組みとなっている）。

木くず炊きボイラー監視メーター　当社より

また、CO2 対策として、事務所内の設備は LED 化されており、工場についても 2023 年 6 月までに入れ替え予定である。社用車も軽トラと雪道用の 4WD 車を除きフォークリフト含め HV・電動化されている。このほか CO2 排出削減を目的とした国内クレジット制度であるＪ－クレジットの創出にも取り組んでいる。この制度は中小企業や自治体等が CO2 削減を目的とする設備を導入した場合に、その設備導入に伴う CO2 削減量を、国が排出権（国内クレジット）として認証し、国や大企業等に売却できる制度である。兵庫木材センターは、2014 年に年間 1,597 トンの CO2 削減量に係る認証を受けている。

（注　9）乾燥用熱源：木材の乾燥機のために使用するエネルギーのこと

（注 10）煤煙：木材などの燃焼に伴って発生する煙と煤（すす）のこと

【地域コミュニティ活性化に向けた取り組み】

兵庫木材センターは、里山の整備体験を通じて、地域並びに地場産業の理解を深めてもらうことを目的として、全国で唯一兵庫県が取り組んでいる県内の中学 2 年生を対象とした就学体験（「トライやる・ウィーク」）の受け入れ先となることにより、地域貢献に取り組んでいる。この就学体験は、他の就学体験に比べ期間が長く、参加人数の大小に関わらず参加可能なため校区外の生徒とも活動が共にでき、交通費や保険掛け金などの費用は全て県が負担することで個人負担がほとんどかからない特徴がある、全国でも注目されている体験である。このほかにも、地元山崎高校の就学体験に係る受け入れ先や、森林大学校（注 11）のインターンシップ先にもなっている。こうした就学体験を通じて、当社に就職した事例（2 名）もある。

施設見学会　当社より

また、兵庫の特産品である素麺「揖保乃糸」の保存用の木箱を製造している。長期保存性に長けた特性を有するだけでなく、「揖保乃糸」は手延べ素麺販売シェア日本一を誇る兵庫県のトップブランドであり、伝統や気品を当社の木箱で包み込むことで、地場産業としてのブランド保護に貢献している。

（注 11）森林大学校:森林林業に関する専門知識を学ぶ専修学校

【雇用、職場環境への取り組み】

兵庫木材センターの雇用環境については、途中退職者が年平均 1 名と離職率が低く（2.2%）定着率が高いことが特徴として挙げられる。人材不の中で、賃金等の待遇面を考慮し、退職金積立制度や業務災害補償保険等の福利厚生制度を実させるなどして働きがい向上に取り組んでいる。

最近のウッドショック（コロナ禍の影響によって木材の価格が高騰した状況）による業務量増加に伴い、時間外労働が増加しているが、毎日部門間で打合せを行っており、時間外労働時間の削減と有給休暇の取得向上に向けた取り組みを行っている。（時間外労働時間は現状月平均 10 時間、有給休暇取得率は平均 90%）

また、当社の職場環境の特徴としては大型の原木やそれらを加工するカッターや製材機などにより危険が伴いやすいことが挙げられる。職場の安全対策については、短期間で安全に作業が出来るように業務マニュアルを整備した（2021 年 9 月）。マニュアルは随時共有化を図っており、必要に応じて随時更新を行っている。また、月 1 回の安全会議の開催と林業・木材製造業労働災害防止協会（林災防）による毎月の安全コンサルティング講習も受講しており、昨年以降労災事故の発生はない。

高齢者雇用については、定年を設けず、意欲のある人は働き続けられるように高齢者に配慮した人材配置などの環境を整えており 4 名（65 歳以上）の高齢者が活躍している。

女性の活用については、全従業員 45 名中、7 名が在籍、うち 3 名は木材加工工程における主に品質管理部門を担当している。現在搬送用ロボットを 1 台導入し、オートメーション化を推進している。これは危険性を抑え女性をはじめとして、障がい者や高齢者などが活き活きと活躍できる職場環境を作っていくことに加え、労働生産性の向上を目的としており、今後も順次導入していく方針である。

搬送用ロボット 当社より

また、幸せデザインサーベイ※の活用により、従業員の働く満足度を高めていくことを予定している（2023 年度中）。

※幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の 5 つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100 点満点）。

【安定供給並びに資源循環型林業構築に向けた取り組み】

兵庫木材センターは、品質・価格・供給力で外材に対抗できる新たな県産木材の供給システム確立を目的として設立された。具体的には、団地化された森林から大型、高性能林業機械を使って伐採、高密度路網（注 12）を利用して、低コストの原木が安定供給されている。そして、8~15 秒に 1 本の丸太が処理可能な高速製材機と、加工サイクルタイムを大幅に短縮することを目的に導入された最新の大型乾燥機や乾燥後の養生を行う十分なスペースが確保された製材ラインにより、製材コストの削減を実現した。続いて最新のモルダー加工機（板材を滑らかに削り上げる機械）と検査機を用いて管理を徹底、木材の高品質化につなげている。

また、当社の本社工場は製材等 JAS 認証工場に認定されており、利用しやすいように用途別、製品別に項目を定めて規格化された当社の JAS 製材品は、全国で入手可能となっている。

こうした取り組みは出資する 33 の組合員が、力を合わせることでスケールメリットを活かした事業展開を行うことで可能となっている。設立時は、林業関係者や製材加工・販売業者等による 23 社の規模であったが、現在は設備機械メンテナンス業者や運送業、地元工務店等の新たな出資も加わり、現在 33 社にまで拡大している。原木の生育から、伐採・加工・搬出・販売といった全ての工程に組合員が関り、「兵庫の森を 護る・育む・活かす」といった経営理念の実現に向けて取り組んでいる。後継者問題等により組合員の増加は望めないが、現状の規模を維持していきたい考えである。

また、組合が主体となり、組合員が運用を行う形で、適切な森林の管理と保護を目的とした「森林経営計画制度」に参加しており、中国近畿の森林を対象に森林の効率的な施業と適切な保護を目的とした計画（3~5 年）を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させられるように取り組んでいる。

すべての原木を無駄なく活用するために原木生産から製品製造、供給まで一貫体制で取り組み、さらには伐採・植林・保育の林業サイクルを円滑に循環させ、持続可能な資源循環型林業を構築することにより、健全な森林の育成に向けた取り組みを行っている。

（注 12）高密度路網：林業機械やトラックの走行に支障が生じないように適切かつこまめに組み合わされた森林内にある林道のこと

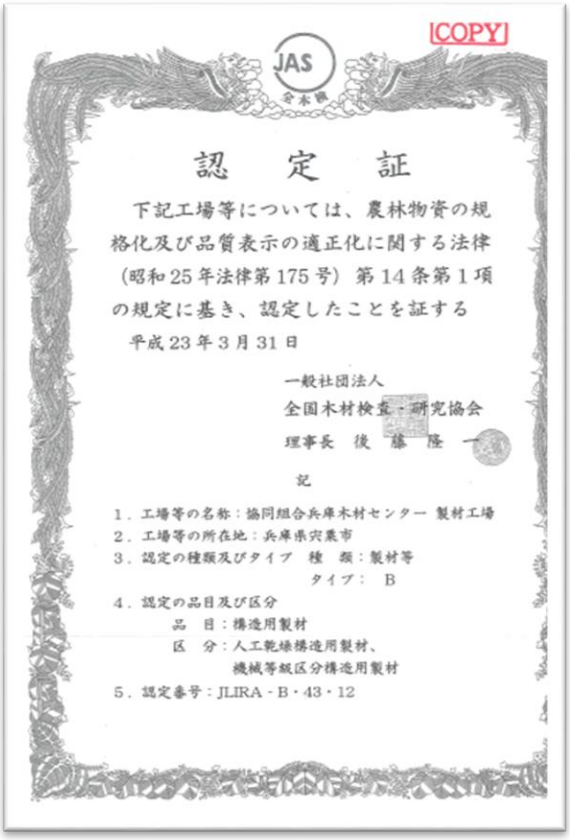
[COPY]
JAS

認定証

下記工場等については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定に基き、認定したことを証する

平成23年3月31日

一般社団法人
全国木材検査・研究協会
理事長　後藤隆一

記

1．工場等の名称：協同組合兵庫木材センター　製材工場
2．工場等の所在地：兵庫県宍粟市
3．認定の種類及びタイプ　種　類：製材等
　　　　　　　　　　　　タイプ：　B
4．認定の品目及び区分
　　品　目：構造用製材
　　区　分：人工乾燥構造用製材、
　　　　　　機械等級区分構造用製材
5．認定番号：JLIRA・B・43・12

JAS 認定書 当社より

3. 兵庫木材センターの包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一連の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水	食　糧	住　居
保　健　・　衛　生	教　育	雇　用
エ　ネ　ル　ギ　ー	移　動　手　段	情　報
文　化　・　伝　統	人格と人の安全保障	正　義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・化学的構成・性質）の有効利用		
水	大　気	土　壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気　候
廃　棄　物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経　済　収　束	

（黄：ポジティブ増大　青：ネガティブ緩和　緑：ポジティブ/ネガティブ双方　のインパクト領域を表示）

本ファイナンスでは、兵庫木材センターの事業について、国際標準分類における「製材業」に分類された。その前提のもとでの UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果、ポジティブ・インパクトとして、「住居」「包摂的で健全な経済」、ポジティブ/ネガティブ両面でのインパクトとして、「雇用」、ネガティブ・インパクトとして「資源効率・安全性」「気候」「廃棄物」に整理された。

事業活動を踏まえ、本ファイナンスで特定されたインパクトは以下の通りとなった。

社会面では、従業員の働く満足度を向上させていくため「幸せデザインサーベイ」に取り組むことから**「雇用」**のポジティブ・インパクトに特定した。一方、ネガティブ・インパクトとして部門間で調整を行い時間外労働削減に向けた取組を行っていることや、安全会議の定期的な開催と林災防による安全コンサル講習の受講により労働災害発生の防止に取り組んでいることから**「雇用」**を特定し、安全会議や外部コンサルの定期的な受講により労働災害の発生を防ぐ取り組みを行っていることから**「保健・衛生」**を追加した。**「住居」**については、JAS 認証規格の認証継続以外、新たな取り組みを行うものがないため、ポジティブ・インパクトとして特定しない。社会・経済面では女性をはじめとして、障がい者や高齢者などが活き活きと活躍できる（ダイバーシティ推進）機会を広げるために搬送用ロボットを導入していることから**「雇用」「包摂的で健全な経済」の**ポジティブ・インパクトに特定した。

環境面のポジティブ・インパクトとして、森林の適切な管理と保護を目的とした森林経営計画制度に主体的に関り、加工の過程で発生する廃棄物を製材チップやバイオマス発電用燃料として販売するなどして廃棄物を出さない取り組みを行っていることから**「資源効率・安全性」「廃棄物」**を特定し、CO2 削減を目的とした J クレジット制度にも取り組んでいることから**「気候」**を追加した。一方、ネガティブ・インパクトとして

事務所のみならず工場全設備まで LED 化していくこと、車両も一部を除き HV・電動化されていることから**「気候」**を特定し、木くず焚きボイラーを自社の乾燥用熱源として使用しているが、煤煙が発生しないようにボイラー協会の定期検査を受ける等、細心の注意を払っていることから**「大気」**を追加した。但し、気候は CO2 削減を目的とした J クレジットについては新たな取り組みは予定されていないことから、KPI の設定は行わない。なお、廃棄物を出さず、資源効率化を図っている事から、**「資源効率・安全性」「廃棄物」**それぞれネガティブ・インパクトとして特定しない扱いとした。

4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

兵庫木材センターは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

➢ **ポジティブ・インパクト**

社会面	**特定したインパクト**	**雇用**	
	取組内容	幸せデザインサーベイの取り組み（2023 年度中に取り組む）	
	KPI の内容	幸せ指数のポイントアップ。融資期間中、幸せデザインサーベイを毎年実施し、実施初年度に比べ、１０ポイントアップさせる	
	SDGs との関連性	ターゲット	
		8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
		10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
		個人ならびに組織のパフォーマンス向上を目的として「幸せデザインサーベイ」に取り組むもの。従業員とのコミュニケーションを強化し、得られた意見を参考に福利厚生制度を充実させる等、よりよい職場づくりに向けて体制を構築していく考えである。	
社会面、経済面	**特定したインパクト**	**雇用、包摂的で健全な経済**	
	取組内容	搬送用ロボットの導入等作業現場の自動化・ＩＴ化を図る	
	KPI の内容	搬送用ロボットの導入（2023 年度 1 台、2027 年度までに計 10 台導入する）によりダイバーシティ経営に取り組む	
	SDGs との関連性	ターゲット	
		8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならび

			に同一労働同一賃金を達成する。	
		8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
		9.2	包摂的且つ持続可能な産業を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	
		10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
		搬送用ロボットを導入することで（計 10 台）、オートメーション化を推進し、女性をはじめとして障がい者や高齢者などが活き活きと活躍できる職場環境作りに努めている。		
環境面	**特定したインパクト**	**資源効率・安全性、廃棄物（循環型林業の構築に向けて）**		
	取組内容	適切な森林の管理と保護を目的とした「森林経営計画制度」に携わることにより、伐採から植林・保育までといった林業サイクルを円滑に循環させ、廃棄物を販売することで有効利用し、持続可能な資源循環型林業を構築する		
	KPI の内容	樹皮や木くずの完全再利用により廃棄物ゼロを維持する		
	SDG s との関連性	ターゲット		
		12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
		12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

		15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	
		年間 200,000 立米の原木を処理するなかで、48,000 立米の廃棄物が発生する。発生する樹皮や木くずなどの廃棄物を製材チップやバイオマス発電向け燃料等として販売し、残ったくずを自社で活用することで、廃棄物の発生を抑え、資源を無駄にしない仕組みづくりに取り組んでいる。		

➢ **ネガティブ･インパクト**

社会面	**特定したインパクト**	**保健･衛生、雇用（労働環境の改善）**		
	取組内容	・ 定期的に部門間で打合せを行い、導入したシステムを活用することによりデータの収集や入力といった業務を効率化することで時間外労働を削減していく ・ 月に１度の安全会議の実施と、林災防による安全コンサルの受講により労働災害の発生を防ぐ		
	KPI の内容	・ 事務部門の時間外労働（現状月平均 10 時間）を前年対比 10%削減する ・ 年間の労災発生件数ゼロを維持する		
	SDGs との関連性	ターゲット		
		3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
		8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全･安心な労働環境を促進する。	
		昨今のウッドショックにより、製造現場に加え、総務等事務部門の業務量も増加している。活き活きとした職場環境作りのため、まずは事務部門から時間外労働削減に向けて取り組みを行っていくものである。製造現場に於いては、常に危険が伴う職場環境であるため、事故の発生を防ぐ取り組みを定期的に行っている。		
環境面	**特定したインパクト**	**大気**		
	取組内容	定期的に木くずボイラーを整備点検し、煤煙を発生させない		
	KPI の内容	ボイラー協会による定期検査に毎年合格する		
	SDG s との関連性	ターゲット		
		11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
		樹皮や木くずを製材チップやバイオマス発電向け燃料として再利用し、残		

	ったくずを自社の乾燥用熱源として木くずボイラーに活用している。その際に発生する煤煙対策として細心の注意を払い、発生させないように対策を万全を期しているものである。		
特定したインパクト	**気候**		
取組内容	LED を導入する		
KPI の内容	工場内の設備を LED 導入比率を 2023 年 6 月末までに 100%とし、以降は 100%を継続する （2023 年 3 月現在７０%）		
SDGs との関連性	ターゲット		
	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
	CO2 対策として、事務所内の設備は既に LED 化されており、工場内設備も順次 LED 化していくもの。このほか社用車についても一部を除いて HV・電動化済みである。また、CO2 削減に係る排出権（国内クレジット）の認証を受けるなどの取り組みも行っている。		

5. サステナビリティ管理体制

兵庫木材センターでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、八木代表理事を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、八木理事長を最高責任者とし、長田経理部長が管理担当者となり関係部署と連携を取りながら、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を管理推進していく。

（最高責任者）　代表理事　八木　数也
（管理担当者）　経理部長　長田　省吾

6. モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、兵庫木材センターと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、兵庫木材センターと協議して再設定を検討する。

7. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。兵庫木材センターは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉
株式会社商工中金経済研究所
主任コンサルタント　北村 一也
〒105-0012
東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル
TEL: 03-3437-0182　FAX: 03-3437-0190